

## 5 藤沢市建物緑化の助成制度

### (1) 制度概要

2011年4月1日

#### 目的

藤沢市における緑豊かな都市景観の創出と、良好な生活環境の保全やヒートアイランド現象の緩和を目的として、市内の建物緑化を推進するため、屋上・壁面緑化事業や緑のカーテン（一年草による壁面緑化）の工事費を助成するものです。

#### (1) 助成項目

屋上緑化(バルコニー含む)と壁面緑化(多年草のツル植物)、緑のカーテン(一年草のツル植物)の施設の設置。

#### (2) 助成対象建築物

- ① 市内の建築物(建築予定および建築中を含む)で、建築基準法等の法令に適合するもの。
- ② 個人居住用、事業用等を問わず助成の対象とします。

#### (3) 助成対象にならないもの

- ① 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- ② 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の緑化基準内で緑化を行うもの。ただし、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成21年藤沢市条例第6号)第26条及び第29条に規定する場合を除く。
- ③ 分譲又は売買等を目的とするもの
- ④ 住宅展示場等もっぱら居住もしくは事務所、営業所等で使用する場合でなく、営業を目的とするもの。
- ⑤ 補助金交付の申請時に市税等を滞納している申請者が所有する建築物(市長が特別な事情があると認める場合を除く。)
- ⑥ 屋上・壁面緑化の移動可能なプランターによる緑化施設。(緑のカーテンは除く。)
- ⑦ 本助成の目的に適していない場合

#### (4) 対象地域

全市域

#### (5) 対象面積

助成の対象となる面積は、法令、神奈川県条例又は本市の条例等により緑化すべきものとされる面積を超える部分とする。ただし、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成21年藤沢市条例第6号)第26条及び第29条に規定する場合を除く。

- ① 屋上緑化(バルコニーは含み、ベランダは含まない。)  
個人居住用は面積3㎡以上、事業用等は面積10㎡以上とします。
- ② 建築物の壁面緑化(ベランダは含まない。)  
個人居住用は緑化幅3m以上かつ緑化面積5㎡以上、事業用等は緑化幅5m以上かつ緑化面積10㎡以上とします。

③ 緑のカーテン

個人居住用、事業用等を問わず、壁面幅1.8m以上かつ高さ1.8m以上とします。

(6) 対象工事

① 屋上、バルコニー緑化（屋根や庇の部分は除く）

かんすい

→ 植栽基盤設備および灌水（散水）施設の工事。

土壌および樹木等の購入、植栽経費。（建物が新築の場合、原則として樹木による植栽とし、また、緑化面積の5分の3までは芝生など草類を使用できる。ただし、既存建物の場合、建物の耐荷重考慮による植栽とする）

② 壁面緑化

かんすい

→ ワイヤー、ネットなどの誘引資材および灌水（散水）施設の工事。  
ツル植物(多年草に限る)の購入および植栽経費。

③ 緑のカーテン

→ プランター、用土、野菜及び草花の苗又は種子(一年草に限る)、ネット、園芸用支柱、ネット固定用資材、植栽経費。

(7) 対象工事期間

助成金交付決定日の当該年度中に工事の完了が可能なもの。

(8) 助成金額

① 対象工事費の2分の1とし、助成限度額は個人居住用の場合は、屋上緑化20万円、壁面緑化10万円、事業用等の場合は、屋上緑化100万円、壁面緑化50万円、緑のカーテンは10万円とします。

② 屋上・壁面緑化は、完成後5年以上継続して維持管理すること。

③ 1000円未満は切り捨てとなります。

(9) 緑化の指針

① 屋上（バルコニー含む）

樹木 低木(高さ1.0m未満) 2.5本/㎡以上

例：ツツジ類・アセビ・シャリンバイ等

中木(高さ1.0m以上3.0m未満) 0.5本/㎡以上

例：ソヨゴ・ハナズオウ・ウバメガシ等

草類 芝 張り芝(目地幅4cm以内)

例：コウライシバ・ノシバ等

地被類① 44株/㎡以上

例：タマリユウ・ヘデラ類等

地被類② 32株/㎡以上

例：フィリヤブラン・マツバギク等

\* 収穫を目的とするものは含まない。

② 壁面

ツル植物(多年草に限る) 3株/m以上

例：ヘデラ・スイカズラ等

③ 緑のカーテン

ツル植物（一年草に限る） 3株/m以上

例：ゴーヤ・セイヨウアサガオ・ヘチマ・キュウリ等

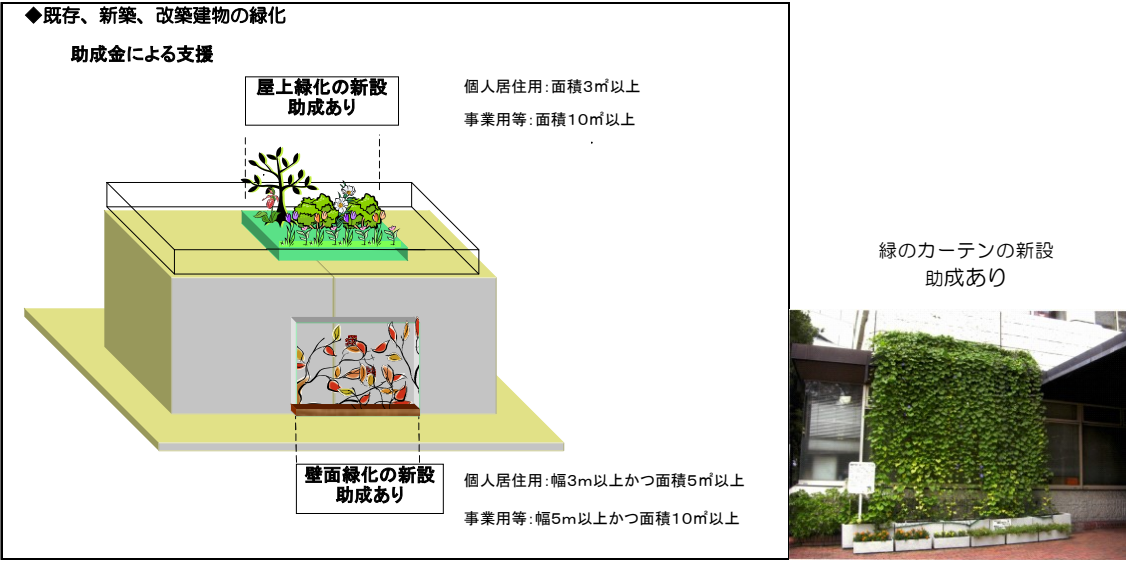
助成内容の一覧表

種別	屋上緑化 (バルコニー含む)		壁面緑化		緑のカーテン
	個人居住用	事業用等	個人居住用	事業用等	
対象工種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤の整備に要した経費（耐根シート、灌水、排水、客土等）</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤の整備に要した経費（植栽枡、植栽帯、客土等）</li> <li>・ 植栽の誘引資材（トレリス、ワイヤー、固定具等）</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プランター</li> <li>・ 用土・野菜及び草花の苗又は種子</li> <li>・ 市販ネット</li> <li>・ 園芸用支柱</li> <li>・ ネット固定用資材</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>
助成対象面積	3㎡以上	10㎡以上	壁面幅3m以上かつ緑化面積5㎡以上	壁面幅5m以上かつ緑化面積10㎡以上	壁面幅1.8m以上かつ高さ1.8m以上
基準単位	屋上緑化部分の面積(㎡)	同左	壁面緑化部分の面積(㎡) ※1	同左	カーテン緑化部分幅及び高さ
助成金額	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額
助成限度額	200,000円	1,000,000円	100,000円	500,000円	100,000円
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多年草による壁面緑化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一年草による壁面緑化（例ゴーヤ、ヘチマ、キュウリ、セイヨウアサガオ等）</li> </ul>

※1

- ① ツル性植物を誘引する補助器具等を使用した場合は、補助器具等の面積
- ② 補助器具などを使用しない場合は、植栽基盤の延長にツル性植物などの植え付け時の高さ（1m未満の場合は1m）を乗じた面積
- ③ 円柱形状樹を建築物の壁面に沿って植栽した場合は、樹木1本当たりの葉張り（樹木の壁面に平行で水平な最大幅をいう。）を1mとみなして、樹高を乗じた面積

# 建物緑化の助成模式図

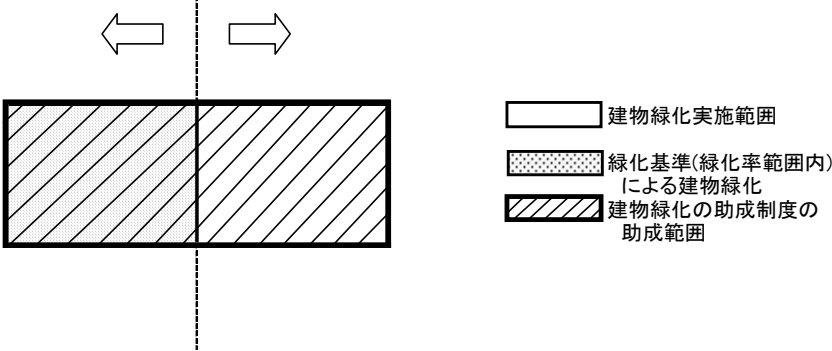


※緑のカーテンは緑化基準対象外。 幅 1.8m 以上かつ高さ 1.8m 以上

# 助成の範囲

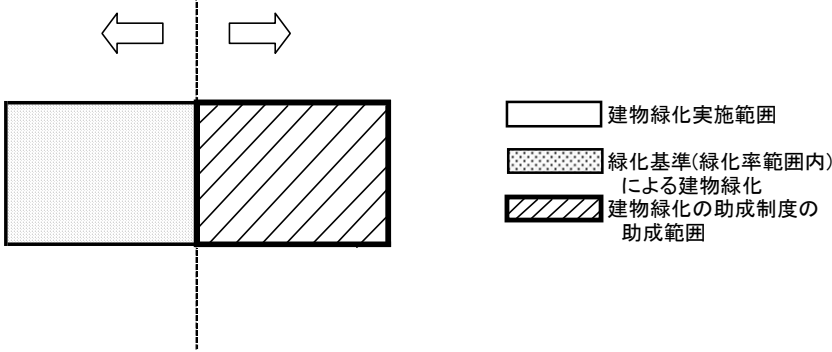
## 建物緑化義務化地域(商業地域・近隣商業地域)

緑化基準(緑化率範囲内)による建物緑化 (助成金による支援)      緑化基準(緑化率範囲内)以上の建物緑化 (助成金による支援)



## 建物緑化義務化地域以外の地域

緑化基準(緑化率範囲内)による建物緑化 (助成なし)      緑化基準(緑化率範囲内)以上の建物緑化 (助成金による支援)



## (2) 藤沢市建物緑化助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、建築物の屋上、壁面、バルコニー又はベランダの全部又は一部に緑化区画を設け、樹木、草花等を植栽し緑化する事業に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、建物緑化とは、建築物上を緑化することをいい、次の各号に掲げる緑化によって行う。

- (1) 屋上緑化とは、日常的に維持管理することのできる建築物の屋上（屋根や庇のないバルコニー等を含む）等を樹木、芝、多年草等で緑化することをいう。
- (2) 壁面緑化とは、建築物の外壁部分に支持補助資材等を利用して多年生ツル植物等で緑化することをいう。
- (3) 緑のカーテンとは、建築物の外壁部分にネット等を利用して一年生ツル植物で緑化することをいう。

(助成の対象となる建築物)

第3条 この要綱に基づく助成は、藤沢市内の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物。建築中及び建築予定のものを含む。）において実施される建物緑化事業に対して行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物等に対して行う建物緑化事業は、助成の対象としない。

- (1) 建築基準法等の法令に違反する建築物
- (2) 国又は地方公共団体等の建築物
- (3) 国又は地方公共団体等から、類似している補助金又は助成金を受けている建築物
- (4) 分譲又は売買等を目的とした建築物
- (5) 住宅展示場等もっぱら居住若しくは事務所、営業所等で使用する建築物でなく営業を目的とした建築物
- (6) 助成金交付の申請時に市税等を滞納している申請者が所有する建築物（市長が特別な事情があると認める場合を除く。）

(助成の対象となる工種、面積及び金額等)

第4条 助成の対象となる工種、面積及び助成金額等は、別表のとおりとする。この場合において助成の対象となる面積は、法令、神奈川県条例又はこの市の条例等により緑化すべきものとされる面積を超える部分とする。ただし、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）第26条及び第29条に規定する場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、屋上緑化及び壁面緑化の方式が、プランターの設置等容易に除去又は移動が可能なものである場合は、助成の対象としない。

3 助成の対象となる工事は、助成金交付決定後、当該年度内に工事の完了が可能なものとする。

(緑化方法)

第5条 植栽本数は、1平方メートルにつき、次に掲げる内容を原則とする。ただし、第1号から第3号については、収穫を目的とするものは含まない。

- (1) 屋上緑化（バルコニーの緑化を含みベランダの緑化を含まない。以下同じ。）を樹木で行う場合 高さ1メートル以上3メートル未満の樹木0.5本以上及び1メートル未満の樹木2.5本以上

- (2) 屋上緑化を草類で行う場合 張り芝（目地幅4cm以内）、地被類44株以上又は芝・地被類以外32株以上
- (3) 壁面緑化（ベランダの緑化を含まない）の場合 ツル性植物（多年草に限る）3株以上
- (4) 緑のカーテンの場合 ツル性植物（一年草）3株以上

（助成金の申請）

第6条 規則第3条の規定による申請は、建物緑化助成金交付申請書（様式第1号）、建物緑化計画説明書（別記様式）により、行うものとする。

- 2 前項の建物緑化計画説明書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 案内図、位置図
  - (2) 助成対象事業着手前の写真
  - (3) 緑化計画平面図・断面図
  - (4) 緑化工事見積書及び内訳明細書の写
  - (5) 建物の所有者がわかる書類
  - (6) 緑化面積求積図
  - (7) その他必要書類（手続代行者選任届（様式第5号）等）
- 3 申請者は、助成金の交付の申請をするに当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請する。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 申請者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式8号）を速やかに提出しなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第4項の書類等の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

（完了届及び事業実績報告書）

第7条 規則第5条に規定する事業完了届は、次に掲げる書類を添付し、完成の日から30日以内に提出するものとする。

- (1) 建物緑化助成金交付事業完了報告書・完了検査願（様式第3号）
  - (2) 案内図、位置図
  - (3) 助成対象事業完了後の写真
  - (4) 緑化完成平面図（竣工図）・断面図
  - (5) 緑化工事に係る収支精算書、内訳明細書及び領収書の写
  - (6) その他必要書類
- 2 第1項の事業完了届及び書類の提出部数は、正本及び副本各1通とする。
  - 3 規則第8条に規定する事業実績報告書は、第1項の事業完了届に兼ねるものとする。

（助成金の額の確定）

第8条 前条の規定による届出があったときは、建物緑化助成金交付事業完了報告書・完了検査願（様式第3号）に基づき検査（屋上緑化及び壁面緑化については、現地検査を含む。）を実施し、事業が完了したと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、藤沢市建物緑化助成金交付確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 規則第10条に規定する助成金の返還を実施するときは、藤沢市建物緑化助成金返還命令書(様式第6号)により通知するものとする。

2 第6条第4項に規定する消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(緑化施設の維持)

第11条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後も、5年以上適切な維持管理を行わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係) 助成の対象工種及び面積、助成金額

種別	屋上緑化 (バルコニー含む)		壁面緑化		緑のカーテン
	個人居住用	事業用等	個人居住用	事業用等	
対象工種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤の整備に要した経費(耐根シート、灌水、排水、客土等)</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽基盤の整備に要した経費(植栽柵、植栽帯、客土等)</li> <li>・ 植栽の誘引資材(トレリス、ワイヤー、固定金具等)</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プランター</li> <li>・ 用土・野菜及び草花の苗又は種子</li> <li>・ 市販ネット</li> <li>・ 園芸用支柱</li> <li>・ ネット固定用資材</li> <li>・ 植栽経費</li> </ul>
助成対象面積	3㎡以上	10㎡以上	壁面幅3m以上かつ緑化面積5㎡以上	壁面幅5m以上かつ緑化面積10㎡以上	壁面幅1.8m以上かつ高さ1.8m以上
基準単位	屋上緑化部分の面積(㎡)	同左	壁面緑化部分の面積(㎡) ※1	同左	カーテン緑化部分幅及び高さ
助成金額	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額	同左	工事費の1/2に相当する金額
助成限度額	200,000円	1,000,000円	100,000円	500,000円	100,000円
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多年草による壁面緑化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一年草による壁面緑化(例 ゴーヤ、ヘチマ、キュウリ、セイヨウアサガオ等)</li> </ul>

※1

① ツル性植物を誘引する補助器具等を使用した場合は、補助器具等の面積

② 補助器具などを使用しない場合は、植栽基盤の延長にツル性植物などの植え付け時の高さ(1m未満の場合は1m)を乗じた面積

③ 円柱形状樹を建築物の壁面に沿って植栽した場合は、樹木1本当たりの葉張り(樹木の壁面に平行で水平な最大幅をいう。)を1mとみなして、樹高を乗じた面積

別記様式（第6条関係）

建 物 緑 化 計 画 説 明 書

計 画 場 所	藤沢市		
工 事 予 定 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
建 築 物 所 有 者 等	住 所		
	氏 名		ビル名
申 請 人 連 絡 先 電 話 番 号 等			
敷 地 面 積	<input type="checkbox"/> 500㎡未満	<input type="checkbox"/> 500㎡以上1,000㎡未満	<input type="checkbox"/> 1,000㎡以上

助 成 基 準 工 種	数 量	備 考
屋上緑化(バルコニーの緑化を含みベランダの緑化を含まない)	㎡	
壁面緑化(壁面被覆面積) (ベランダの緑化を含まない)	㎡	
緑のカーテン	㎡	
合 計	㎡	
屋上(壁面)緑化面積(A)		㎡
屋上(壁面)緑化可能面積(B)	㎡	緑化率(A/B)
		%

添付書類 案内図、位置図、助成対象事業着手前の写真、緑化計画平面図・断面図

緑化工事見積書及び内訳明細書の写

建物の所有者を証明する書類(1部は写で可)

緑化面積求積図

その他該当する場合: 手続代行者選任届(第5号様式)

緑化協定時は既存緑化図

提出部数 各2部



### (3) 建物緑化の義務化

#### 建物緑化の義務化及び助成の範囲

##### 建物緑化の義務化

※「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」第26条・第29条参照

商業地域・近隣商業地域における建築物の新・増・改築に伴う緑化(基準)に建物緑化が義務化されます。  
※但し、工場立地法、風致地区条例該当物件を除く。



義務化面積: 必要緑地面積の20%(敷地面積の2%)もしくは10㎡のうち大きい数値以上(必要緑化面積の50%を限度とする)。  
※建物緑化義務化面積=敷地面積\*緑化率10%\*20%もしくは10㎡のうち大きい数値以上を適用する。



##### 建物緑化助成制度について

※「藤沢市建物緑化助成金交付要綱」参照

##### ①建物緑化の助成制度の助成範囲

建物緑化義務化地域(商業地域・近隣商業地域)と建物緑化義務化地域以外の地域とでは、建物緑化の助成制度の助成範囲が異なりますので確認をお願いいたします。(下図参照)

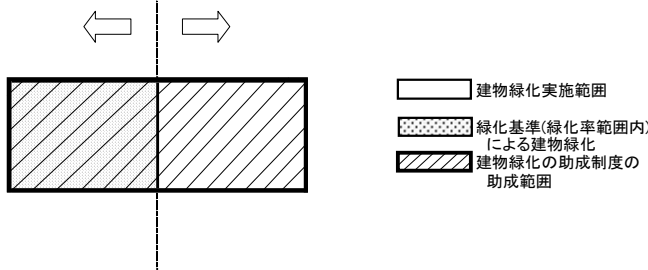
[ 建物緑化義務化地域(商業地域・近隣商業地域) ]  
緑化基準(緑化率範囲内)による建物緑化

[ 建物緑化義務化地域以外の地域 ]  
緑化基準(緑化率範囲内)以上の建物緑化

##### 建物緑化義務化地域(商業地域・近隣商業地域)

緑化基準(緑化率範囲内)による建物緑化  
(助成金による支援)

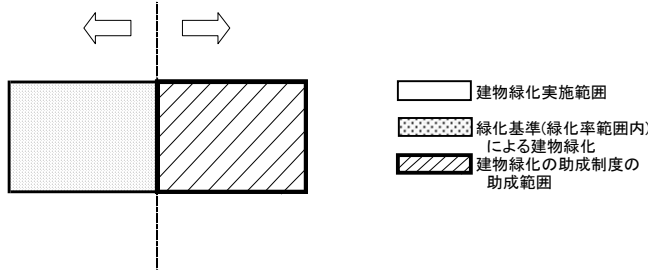
緑化基準(緑化率範囲内)以上の建物緑化  
(助成金による支援)



##### 建物緑化義務化地域以外の地域

緑化基準(緑化率範囲内)による建物緑化  
(助成なし)

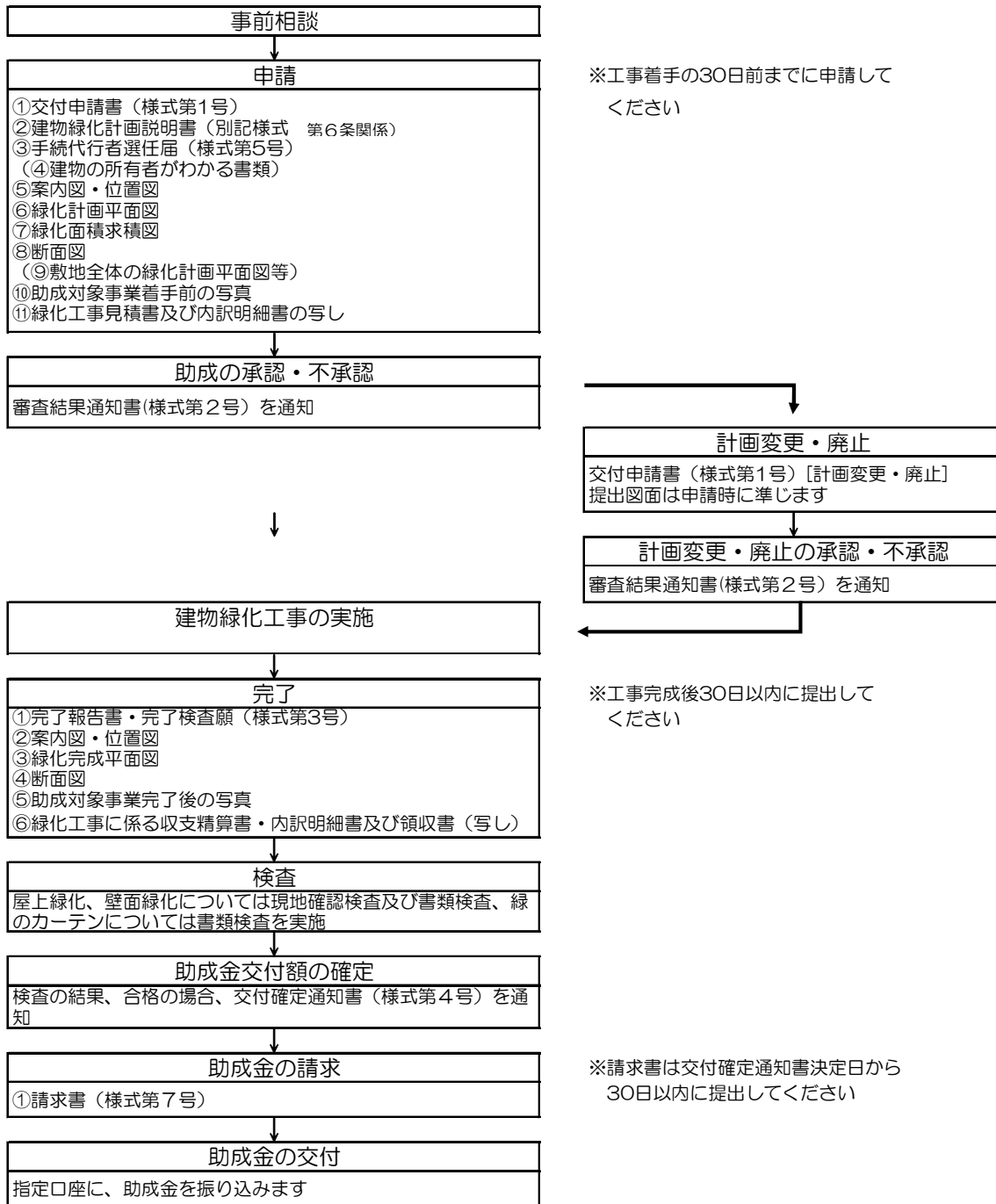
緑化基準(緑化率範囲内)以上の建物緑化  
(助成金による支援)



※「建物緑化の義務化」の対象となる建物緑化とは、緑のカーテン(一年草)を除く屋上緑化及び壁面緑化(多年草)のことをいう。

## (4) 建物緑化の助成フロー

### 藤沢市建物緑化助成フロー



※1 申請前に購入した資材については助成の対象となりませんので、資材の購入は必ず申請受付後、審査結果通知書の日付以降に行ってください。また、工事途中、工事後の申請は助成の対象となりません。

※2 交付額は千円単位とします。

※3 助成については、1申請者につき、屋上・壁面・緑のカーテン各1回限りとします。  
 (ただし、前回申請から5年以上経過したものはこの限りでない)

## (5) 建物緑化助成の必要書類

### 藤沢市建物緑化助成（申請時）に必要な提出書類

※書類提出の際に必要な印鑑については「統一」していただきますよう  
よろしく願います。

[申請時] 正本・副本2部提出(申請書の押印欄には2部とも押印してください)  
審査終了後、1部は申請者にお返しいたします。

	屋上緑化	建築物の壁面緑化	緑のカーテン
①交付申請書（様式第1号）	○	○	○
②建物緑化計画説明書（別記様式 第6条関係）	○	○	○
③手続代行者選任届（様式第5号） （手続きを代行する場合に必要）	○	○	○
④建物の所有者がわかる書類 建物所有者証明（既存建物の場合 写しで可） 工事請負契約書 （建築中で証明が無い場合 写しで可） 管理組合等承諾書 （マンションを個別に所有している場合 写しで可） 建物所有者の承諾書（賃貸住宅の場合 写しで可） 建築確認済証（写し）	必要に応じて		× ※1
⑤案内図・位置図	○	○	○
⑥緑化計画平面図 （壁面緑化及び緑のカーテンの場合は立面図も添付）	○	○	○ ※2
⑦緑化面積求積図	○	○	○ ※2
⑧断面図	○	○	○ ※2
⑨敷地全体の緑化計画平面図等 （緑化計画書の提出・緑化協定書の締結をしている場合）	○	○	× ※1
⑩助成対象事業着手前の写真	○	○	○
⑪緑化工事見積書及び内訳明細書の写し(注1)	○	○	○

※1) 「緑のカーテン」の助成に関しては、④「建物所有者証明」等・⑨「敷地全体の緑化計画平面図等」の添付は原則不要とします。

※2) 「緑のカーテン」の助成に関しては、⑥緑化計画平面図、立面図・⑦緑化面積求積図・⑧断面図は設置する内容が分かるものであれば 手書きでも結構です。

(注1) 緑化工事に係る収支精算書・内訳明細書及び領収書の一式計上は認められませんので、各項目で最小の単価内訳を求めてください。（下記・内訳明細書記載例参照）

#### 内訳明細書記載例（緑のカーテン）

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	購入先
用土(元肥含む)	2.5リットル	3	袋	1,250	3,750	〇〇園芸店
鉢底石	2リットル	3	袋	300	900	〇〇園芸店
プランター	500*340*263	3	個	1,000	3,000	〇〇園芸店
ゴーヤの苗	10.5P	9	ポット	300	2,700	〇〇園芸店
市販ネット	1.8m×1.8m	1	個	700	700	〇〇園芸店
園芸用支柱	L=2.1m	6	本	300	1,800	〇〇園芸店
ネット固定用リッパ	240*120*80	4	個	200	800	〇〇ホームセンター
合 計					13,650	

(注2) 審査結果通知書に記載される「助成限度額」及びその後交付される助成金は千円未満が切り捨てとなります。

(注3) 申請前に購入した資材については助成の対象となりませんので、資材の購入は必ず申請受付後、審査結果通知書の日付以降に行ってください。また、工事途中、工事後の申請は助成の対象となりません。

(注4) 助成については、1申請者につき、屋上・壁面・緑のカーテン各1回限りとします。  
（ただし、前回申請から5年以上経過したものはこの限りでない）

## 藤沢市建物緑化助成（完了時）に必要な提出書類

※書類提出の際に必要な印鑑については「統一」していただきますよう

よろしくお願いいたします。

[完了時] 正本・副本2部提出(申請書の押印欄には2部とも押印してください)  
完了確認後、1部は申請者にお返しいたします。

	屋上緑化	建築物の壁面緑化	緑のカーテン
①完了報告書・完了検査願（様式第3号）	○	○	○
②案内図・位置図	○	○	○
③緑化完成平面図 （壁面緑化及び緑のカーテンの場合は立面図も添付）	○	○	○※1
④断面図	○	○	○※1
⑤助成対象事業完了後の写真	○	○	○
⑥緑化工事に係る収支精算書・ 内訳明細書及び領収書（写し）（注1）	○	○	○
⑦請求書（様式第7号）※2	○	○	○

※1)「緑のカーテン」の助成に関しては、③緑化完成平面図、立面図・④断面図は設置した内容が分かるものであれば 手書きでも結構です。

※2)⑦請求書については藤沢市が通知した「藤沢市建物緑化助成金交付確定通知書」をもとに作成を行い、「1部」提出をお願いします。

(注1)緑化工事に係る収支精算書・内訳明細書及び領収書の一式計上は認められませんので、各項目で最小の単価内訳を求めてください。（下記・内訳明細書記載例参照）

### 内訳明細書記載例（緑のカーテン）

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	購入先
用土(元肥含む)	2.5リットル	3	袋	1,250	3,750	〇〇園芸店
鉢底石	2リットル	3	袋	300	900	〇〇園芸店
プランター	500*340*263	3	個	1,000	3,000	〇〇園芸店
ゴーヤの苗	10.5P	9	ポット	300	2,700	〇〇園芸店
市販ネット	1.8m×1.8m	1	個	700	700	〇〇園芸店
園芸用支柱	L=2.1m	6	本	300	1,800	〇〇園芸店
ネット固定用シガ	240*120*80	4	個	200	800	〇〇ホームセンター
合 計					13,650	

(注2)「藤沢市建物緑化助成金交付確定通知書」の「補助金交付確定額」及びその後交付される助成金は千円未満が切り捨てとなります。

## (6) よくある質問への回答

[共通]

- 交付申請書（様式第1号）、完了報告書・完了検査願（様式第3号）、手続代行者選任届（様式第5号）、請求書（様式第7号）に用いる申請者の印鑑については、同一の印鑑で押印をお願いします。
- 本助成の目的に適していない場合の例としては、太陽のあたらない北側に壁面緑化や緑のカーテンを行う、1層に満たない高さで壁面緑化や緑のカーテンを行う等。
- 申請前に購入した資材については助成の対象となりません。申請受付後、審査結果通知書の日付以降の領収書が助成の対象となります。
- 工事途中、工事後の申請は助成の対象となりません。
- 殺虫・殺菌スプレー、液肥については、当初設置の際には特別必要なものではなく、維持・管理面での要素が強いため、助成の対象となりません。
- ホームセンター等で会員カード等により、会員割引のポイントを使用し、購入したものについては、実際に支払いを行った金額が対象金額となるため、ポイントで控除される金額については対象額に含みません。
- 以前に助成を受けた建築物に関して、別途助成の申請をしようとする場合、同一の助成対象工種である場合、助成の対象となりません。（例 当初、壁面緑化の助成を受けた後に再度、壁面緑化の申請をしようとする場合）ただし、前回申請から5年以上経過したものはこの限りではありません。
- 屋上緑化・壁面緑化を計画し、新築、増改築物件等で藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下条例）に基づく緑化指導を受けている場合、指導範囲内の緑化は助成対象となりません。[ただし、条例（平成21年藤沢市条例第6号）第26条及び第29条に規定する（建物緑化の義務化）場合を除く。]
- 業者や資材メーカーを介さず個人で申請する場合でも、耐荷重などの事前調査や緑化の計画、施工方法、資材の調達には業者に相談することをおすすめします。なお、市では耐荷重等、建物の構造に関することは審査を行いません。
- 助成の種別の「個人居住用」と「事業用等」の違いについては、緑化の効果を複数人で享受できるか否かで線引きをしています。共同住宅の屋上面に緑化し、共用部（全居住者に効果のある緑化あるいは居住者に開放している）であれば「事業用等」扱いとします。共同住宅でもルーフバルコニーのような専用する場所での緑化については、「個人居住用」扱いとします。
- 計画平面図、見積明細書等については、植栽する樹種、使用する土壌植栽基盤材等に関して、規格、数量の明記をお願いします。
- 緑化可能面積及び緑化面積の取り方については、緑化可能面積はバルコニー等緑化する場所の全面積とします。緑化面積は助成対象となる面積（床部等助成対象外となる部分を除く面積。四阿等庇の下は対象外。植栽止め等で使用する縁石は含む）とします。緑化可能面積及び緑化面積のわかる求積図の添付をお願いします。
- 助成の対象額については、その他諸経費、荷揚げ費は対象としますが、他の工種の諸経費、荷揚げ費が含まれることのないように算出をお願いします。

- 完了報告書・完了検査願（様式第3号）が提出され現地が計画どおりに完成されていることを確認した後、助成金額が確定します。その後の助成金の支払いに関しては銀行等の口座に一括払いとなります。

#### [屋上緑化]

- 屋上緑化は、屋根や庇のない部分が助成対象となりますので、屋根がかかる部分は助成対象外となります。
- 屋上緑化を行うにあたって屋上面に施される防水工事は助成対象外となります。（助成対象工種は、植栽基盤工事と植栽工事です）
- 基本的には中低木も含めた立体緑化に対して助成することとしますが、建物の荷重制限がありやむを得ず、芝等のみで屋上緑化する場合は事前にご相談ください。
- 耐根シートの設置等検査時に目視で確認出来ないものについては、工事写真にて確認を行うので、完了時に工事写真の提出が必要となります。

#### [壁面緑化]

- 壁面緑化は、建物の壁面にツル性植物等を這わせて緑化するもので、道路際や隣地境界に設置したフェンスへの緑化は助成対象となりません。
- アーチ状のトレリスは建物に密着させる計画であれば、助成の対象となります。

#### [緑のカーテン]

- 緑のカーテンとは、壁面緑化が一年中建物をツル性植物等が覆うのに対し、夏期の暑い時期にゴーヤやアサガオなどの一年草のツル性植物をネットなどに匍わせ建物の窓を覆わせる、植物によるすだれ状のものを指します。夏の日差しを遮るとともに、葉から放出される水蒸気により周りの温度を下げ、室内が涼しく感じられます。冷房を使う回数が減らせるなど、ヒートアイランド対策にも効果的で、全国各地で取組みが進められています。
- 緑化計画平面図、立面図等については寸法等を入れていただき、計画概要が分かるものであれば手書きでも構いません。（記入例を参照）
- 助成については、1世帯1回限りとさせていただきます。

### 建物緑化のポイント

- 植物を育てる環境を整えましょう。  
屋上は風や日差しが強く植物が生育するには厳しい環境なので、植物を育てるための基盤や排水設備をしっかりと整えましょう。
- 緑化する場所に合った植物を選びましょう。  
屋上は、地上に比べて夏は高温になります。また、風も強いので背の高い植物は倒れてしまったり、土壌が風で飛んでしまうことがあります。重さに耐えきれないといった建物の制約から土壌を厚くできないこともあり、お好みの植物がうまく育たない場合もありますので、植物選びでお悩みの際はみどり保全課へご相談ください。
- 完成後の維持管理についても考えましょう。  
緑化した屋上を快適に利用していくためには、定期的に手入れをしなければなりません。計画段階から、どのように手入れするか、それにはどのくらい費用がかかるのかについても考えて、無理なく楽しめる緑化にしましょう。

## (7) 申請書類

藤沢市建物緑化助成金交付申請書（計画・計画変更・廃止）

第1号様式	藤沢市建物緑化助成金交付申請書	
	令和	年 月 日
藤沢市長 殿	住所	
	氏名	印
次のとおり申請します。		
1 事業名	建物緑化計画説明書(別記様式)のとおりに	
2 施工場所		
3 事業費		
4 計画概要		
5 着手予定年月日		
6 完成予定年月日		
7 添付書類		

藤沢市建物緑化助成金交付要綱第6条に基づき、別記様式のとおりに申請します。

藤沢市建物緑化助成金交付申請に当たり、私に係る藤沢市市税条例による市税、国民健康保険料等の納付状況について、貴職が、権限で調査することに同意します。

別記様式(第6条関係)

## 建 物 緑 化 計 画 説 明 書

計 画 場 所	藤沢市		
工 事 予 定 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
建 築 物 所 有 者 等	住 所		
	氏 名		ビル名
申 請 人 連 絡 先 電 話 番 号 等			
敷 地 面 積	<input type="checkbox"/> 500㎡未満 <input type="checkbox"/> 1,000㎡未満・500㎡以上 <input type="checkbox"/> 1,000㎡以上		

助 成 基 準 工 種	数 量	備 考
屋上緑化(バルコニーの緑化を含みベランダの緑化を含まない)	㎡	
壁面緑化(壁面被覆面積)(ベランダの緑化を含まない)	㎡	
緑のカーテン	㎡	
合 計	㎡	
屋上(壁面)緑化面積(A)		㎡
屋上(壁面)緑化可能面積(B)	㎡	緑化率(A/B)
		%

添付書類      案内図、位置図、助成対象事業着手前の写真、緑化計画平面図・断面図

                 緑化工事見積書及び内訳明細書の写

                 建物の所有者がわかる書類(1部は写で可)

                 緑化面積求積図

                 その他該当する場合: 手続代行者選任届(第5号様式)

                 緑化協定時は既存緑化図

提出部数      各2部



藤沢市建物緑化助成金交付事業完了報告書・完了検査願

年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

- 1. 計画書のとおり事業が完了しましたので、藤沢市建物緑化助成金交付要綱第7条に基づき、報告します。
- 2. 藤沢市建物緑化助成金交付要綱第7条に基づき、完了検査をお願いします。

実 施 場 所	藤沢市
施 工 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工 事 施 工 者 ( 社 名 等 )	

請 求 予 定 金 額	円
-------------	---

添付書類 案内図、位置図、完了後の写真、完成平面図・断面図、緑化工事に係る収支精算書・内訳明細書及び領収書(写)

完 了 検 査 書

立会人(社名等)		氏名	
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 氏 名	印
検 査 結 果	合 格	不 合 格	
備考:立会人は、工事施工者(工事監督者等)も可とします。			

上記事業完了報告書に基づき検査した結果、完了したことを認めます。

課長	主幹	補佐	主査	担当	確認年月日	年 月 日
					起 案	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					施 行	年 月 日

藤沢市建物緑化助成金交付確定通知書

年（令和 年） 月 日

様

藤沢市長

印

次のとおり確定いたしましたので通知します。

審査結果通知書番号	
-----------	--

補助金交付確定額		¥								円
----------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	---

基準工種	数量 (F)	実工事費 (G)	実工事費の 半額 (G / 2)	助成限度額	備考
屋上緑化	m <sup>2</sup>	円	円	円	
壁面緑化	m <sup>2</sup>	円	円	円	
緑のカーテン	m <sup>2</sup>	円	円	円	
合 計			円	円	

※1,000円未満は切り捨て

様式第5号

## 手 続 代 行 者 選 任 届

令和 年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

連絡先電話番号等

私は、次の者を藤沢市建物緑化助成金交付に係る手続の代行者として選任したので、その旨届けます。

手続代行者

住所

会社名

担当部署

担当者

印

連絡先電話番号等

※手続代行者選任届は、必ず申請者本人が自署ください。

様式第6号

藤沢市建物緑化助成金返還命令書

年(令和 年) 月 日

(住所)

(氏名)

様

藤沢市長

印

年(令和 年) 月 日付で交付しました令和 年度藤沢市建物緑化助成金(決定通知番号 )につきまして、下記の事由により 年(令和 年) 月 日までに当該助成金を返金すること。

返金事由

請 求 書

令和 年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

藤沢市建物緑化助成金について、次のとおり請求します。

補助金交付確定額										円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭に¥を記入してください。

【振込先】 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通・当座 番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

様式第8号

藤沢市建物緑化助成金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

連絡先電話番号等

令和 年 月 日付けで交付(確定)のありました令和 年度藤沢市建物緑化助成金(交付確定通知番号 )につきまして、藤沢市建物緑化助成金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金確定額(様式第4号交付確定通知書)

\_\_\_\_\_ 円

- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除額

\_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額

\_\_\_\_\_ 円

- 4 補助金返還相当額

\_\_\_\_\_ 円

請 求 書

令和 年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

藤沢市建物緑化助成金について、次のとおり請求します。

補助金交付確定額										円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭に¥を記入してください。

【振込先】 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

普通・当座 番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

様式第8号

藤沢市建物緑化助成金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

藤沢市長 殿

住所

氏名

印

連絡先電話番号等

令和 年 月 日付けで交付(確定)のありました令和 年度藤沢市建物緑化助成金(交付確定通知番号 )につきまして、藤沢市建物緑化助成金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金確定額(様式第4号交付確定通知書)

\_\_\_\_\_ 円

- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除額

\_\_\_\_\_ 円

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額

\_\_\_\_\_ 円

- 4 補助金返還相当額

\_\_\_\_\_ 円